

T・M・M検査株式会社は北陸地方の富山県を拠点として非破壊検査(現在UT・PT・VT)を専門とする組織です。【富山県の非破壊検査(超音波探傷検査・浸透探傷検査・外観検査)】



TEL&FAX: 076-466-1234
〒9392724 富山県富山市婦中町ねむの木3-40

Table with 2 columns: Menu Item, Link/Label. Items include トップページ (TOP PAGE), 会社方針 (CONCEPT), 事業内容 (BUSINESS DESCRIPTION), 新着情報 (NEWS), 会社概要 (COMPANY), 採用情報 (RECRUIT), お問い合わせ (CONTACT US), 富山おすすめ情報 (TOYAMA'S RECOMMENDED INFO).



QRコードリーダーで読み取るとサイトが開きます

令和6年能登半島地震被災者支援情報(住宅支援等) FOR EMERGENCY SUPPORT

※このページの配布用PDFファイルはこちらへアクセスください。



←紙媒体 配布用PDFファイルQRコード

この度亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災されている方々に心よりお見舞い申し上げます。どうか一日も早い復興を願っております。

民間や行政で現在実施中の被災者支援情報を共有致します。今、支援を必要としている方へ積極的にぜひシェアよろしくお願い致します。

2024年1月

1. 株式会社クラスコ(金沢市)による住宅支援(物件多数)

被災された方を対象とし、クラスコの管理する賃貸住宅を契約したお客様の「仲介手数料無料」及び「契約開始から最大で6ヶ月間の家賃を無料とする「住宅支援の提供」」での支援開始。詳細は以下へ問合わせ下さい。

[(株)クラスコ支援]



TEL(金沢けやき通り店): 076-233-3010

E-mail: keyaki@crasco.jp

住所: 〒920-0024 石川県金沢市西念4丁目24-21

[令和6年能登半島地震に伴う支援(仲介手数料無料及び家賃無料) -

(株)クラスコ(金沢市)] <https://www.crasco.jp/2401notojisin/support/>

2. アバマンショップ(東京)による住宅支援(物件多数)

被災された方を対象とし、対象期間は1~3ヶ月程度。石川県や富山県内にあるアバマンショップが管理する物件を紹介。家賃・共益費・仲介手数料・光熱費など全て無料で、可能な限り家具・家電も無償提供する方針。詳細は以下へ問合わせ下さい。

[アバマン支援]

ApamanProperty(株)

TEL: 0120-27-1000 (接続番号387906)

※通話無料。ガイダンスに従い接続番号をご入力ください。

受付時間: 10:00~17:00 ※↓上記繋がらない場合

担当: 植田 TEL: 090-5725-5621 または 佐藤 TEL: 080-3087-0300



[無償の住宅提供を開始します ~令和6年能登半島地震に関連する災害支援~ -

APAMAN(株)]

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000034.000049635.html>

[【上記PDF資料】 短期避難場所 提供開始のお知らせ~令和6年能登半島地震に関連する災害支援~ - APAMAN(株)]

<http://www.apamanshop->

hd.co.jp/ir/pdf/pr/2024/01/prnews1290_20240109.pdf



3. エイブル(岐阜)による住宅支援(物件多数)

被災された方を対象とし、不動産仲介手数料を無料とする支援を開始。対象店舗は本社のある岐阜県内の7店舗で実施期間は今年年末(2024年12月31日)迄。詳細は以下へ問合わせ下さい。

エイブル((株)賃貸ステーション) 住所: 〒500-8387 岐阜県岐阜市藪田中1丁目5-5

受付時間: 10:00~19:00 [TEL]: 058-271-3501



T・M・M検査株式会社
〒9392724 富山県富山市婦中町ねむの木3-40
TEL 076-466-1234
FAX 076-466-1234
Eメール info@tmmkensa.co.jp

※一部抜粋しております。ご活用下さい
出典: 石川県 HP

令和6年1月10日<初版>
令和6年4月24日<第15版>

令和6年能登半島地震による災害被災者の皆様への生活支援窓口案内(ガイドブック)

令和6年能登半島地震による災害で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

【本ガイドブックについて】

- 石川行政評価事務所が収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。情報は、随時、追加変更してまいります。
- この冊子の最新版は、石川行政評価事務所ホームページ【トピックス】(令和6年能登半島地震による被災者の皆様への生活支援窓口案内(ガイドブック))に掲載しています。

石川行政評価事務所HPはこちら



【石川行政評価事務所での相談の受付について】

石川行政評価事務所では、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 令和6年能登半島地震で被災された方のため

災害専用フリーダイヤル 0120-776-110

- ※ 受付時間: 8時30分~17時15分(当直の時は、土、日、祝も受付)
- ※ 回線の状態により、石川行政評価事務所ではなく中部管区行政評価局(名古屋)や総務省本省(東京都)の担当窓口につながる場合があります。
- ※ 石川県外の方は、076-264-1100をご利用下さい。

- 行政相談専用ダイヤル

076-264-1100 又は 0570-090110

(いずれも受付時間は平日 8:30~17:15、受付時間外は留守番電話)

- インターネットはこちら



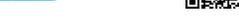
- FAX: 076-222-5233

ガイドブックに掲載してほしい情報などについて、アンケートを実施しています。

アンケートはこちら



総務省 石川行政評価事務所
〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎4階
電話: 076-222-5232



(避難所以外で避難生活を送られている方へ) 連絡先などの情報登録はお済みでしょうか?

県内外の親戚宅やご自宅、車中泊など、避難所以外で避難生活を送られている被災者の方は、今後、自治体からの支援情報などをお届けるため、連絡先などの情報のご登録をお願いいたします。詳しくは石川県庁をご覧ください。

【登録方法】お電話にてご登録ください(LINEによる登録・修正は停止中)。
○ 電話番号: 0120-247-001 <石川県情報登録窓口>
(受付時間: 毎日9時~18時(土日祝も受付))



(ご注意)

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和6年4月23日までに掲載された情報に基づき作成しております。状況の変化等により、市町の担当窓口が変更されたり、記載された窓口では対応できない場合がありますが、あらかじめご了承ください。
2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の令和6年能登半島地震による災害においては、令和6年4月23日現在、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町が適用を受けています。
3 被災者支援に関する各種支援制度の概要については、内閣府ホームページをご覧ください。



お金のこと

11 生活再建のための支援金(被災者生活再建支援金)の支給

- ◆ 自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です(被災者生活再建支援法)。石川県内全市町がこの制度の適用を受けています。
◆ 申請期限は、基礎支援金が令和7年1月31日(金)、加算支援金が令和9年1月31日(木)です(延長される場合があります)。

(被災者生活再建支援金の支給額)

Table with columns: 区分, 基礎支援金, 加算支援金, 合計. Rows include categories like 全壊世帯, 解体世帯, 長期避難世帯, etc.

- ◆ 詳細は、被災当時お住まいの市町の被災者生活再建支援金担当課にお問い合わせください。まずは罹災証明書を申請し、その結果をお待ちください。
◆ 市町の制度により、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない半壊以下の世帯や、国に上乗せ支給する市町もあります。

Table with columns: 市町, 窓口, 電話番号, 備考. Lists contact info for various municipalities like 金沢市, 七尾市, etc.

あなたの保険金が狙われています! 火災保険・地震保険の請求を訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する業者とのトラブルが急増しています。

甘い言葉で誘惑 保険金は手数料なしで申請いただけます。えっ! そんなにサポートの手数料をとるの!? 残ったお金では修理できないよ。

知らない間に詐欺に加担 被害者から保険金の請求まで全てこちらにお任せください! うその理由で保険金請求すると詐欺に該当するおそれがあります。

「保険が使える」と言われたら! 日本損害保険協会ホームページ「住宅の修理に関するトラブル」にご確認ください。まず相談!

[令和6年能登半島地震による災害に伴う支援措置について - (株)賃貸ステーション]

https://www.chintaistation.co.jp/archives/1070

4. ハウスコム(株)(東京)による住宅支援 (物件多数)

被災された方を対象とし、不動産仲介手数料を無料とする支援を開始。対象店舗は北陸地域(石川、富山、福井)に無いものの、各営業拠点(関東、東海、近畿等)で今年年末(2024年12月24日)迄実施中。詳細は以下へ問合せ下さい。

ハウスコム(株) 経営企画室 広報 矢邊・相原
TEL : 03-6387-8456 E-mail : pr@housecom.jp

[令和6年能登半島地震で被災した方々に対し、賃貸住宅契約時の仲介手数料を年末まで無料とし、災害義援金を日本赤十字社石川県支部を通じ石川県に寄付することを決定 - ハウスコム(株)]
https://ssl4.eir-parts.net/doc/3275/jr_material3/220814/00.pdf

5. LIFULL HOME'S(東京)による住宅支援 (物件多数)

被災された方を対象とし、石川県を含む全国の自治体が提供する公営住宅支援情報、石川県内の民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅の情報、罹災証明書の申請方法等へのリンクをHP上で掲載中。毎週金曜日更新(最終更新日: 2024年1月26日(金))。詳細は以下へ問合せ下さい。

ホームズ住まいの窓口
TEL : 0120-975-534 (土日祝OK (10:00~19:00) 通話無料)

[LIFULL HOME'S 【令和6年能登半島地震】住まいに関する支援情報 - (株)LIFULL]
https://inquiry.homes.co.jp/r6-noto-peninsula-earthquake-support

6. (株)Familyinn(高知)によるホームステイ支援 (物件多数)

被災された方を対象とし、一時避難先としてホームステイを呼びかける活動を開始。詳細は以下へ問合せ下さい。

TEL(代表電話) : 090-4245-8077

[能登半島地震 被災者受け入れ可能な家庭のまとめサイト - (株)Familyinn(高知)]
https://familyinn.jp/magazine/featured/notoearthquakeevacuationcenterlist/

7. ちんたい協会(東京)による賃貸型応急住宅の供与及び相談窓口 (物件多数)

被災された方を対象とし、災害救助法が適用された市町が民間賃貸住宅を借り上げて提供する制度である賃貸型応急住宅の相談窓口を設置。物件の安全確認・物件供給の関係上、金沢市内の物件を中心にのご案内しております。詳細は以下へ問合せ下さい。

TEL : 0120-27-1000 (接続番号388006)
※通話無料。ガイダンスに従い接続番号をご入力ください。

[令和6年能登半島地震に関して - 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 (ちんたい協会)]
https://www.chintai.or.jp/saiqai/noto.html

8. 北陸鉄道(株)(金沢)による定時運行路線バス支援

令和6年能登半島地震で被災され移動にお困りの方を対象とし、2024年1月25日(木)~2024年3月15日(金)まで運賃無料で路線バスの乗車を可能とする支援を実施しておりました。3月16日(土)以降は通常運賃となりますが、道路復旧に伴いダイヤが徐々に増えてきております。一部ダイヤ時刻表の例は以下の通り。その他詳細については以下へお問合せ下さい。

[エイブル支援]



[ホームズ支援]



[Familyinn支援]



[ちんたい協会支援]



12 地域福祉推進支援臨時特別給付金の支給

◆ 住家が半壊以上の被害を受け、高齢者や障害者がある世帯等については、被災者生活再建支援金に加えて地域福祉推進支援臨時特別給付金の給付を受けられる場合があります(自宅再建利子助成事業との併用は不可)。

対象者	内容			
	家財	自動車(注1)	住宅再建(最大)(注2)	合計(最大)
七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町において住宅が半壊以上の被害を受けた世帯のうち、 i) 高齢者(65歳以上)や障害者(1)～(6)に該当する世帯 ii) 資金の借入れや返済が容易でない世帯に該当する世帯 ① 住民税非課税・住民税均等割のみ課税、② 家計急変、③ 児童扶養手当受給、④ 離職・再就職した人がある、⑤一定のローン残高がある	50万円	50万円(準備中)	建設・購入・補修 200万円(準備中) 賃借 100万円(準備中)	300万円

(注1) 被災自動車(乗車) (永久抹消登録) していることが必要です。
(注2) 能登地域の6市町で住宅再建等する場合に限ります。

◆ 現在、被災者生活再建支援金を受給した世帯のうち、高齢者や障害者がある世帯に対して家財支援(50万円)の支給手続を順次開始しています(申請不要、順次支給通知が送付されます)。
◆ 詳しくは、石川県ホームページをご覧くださいほか、下記にお問い合わせください。
・ 臨時特別給付金コールセンター：076-226-1956(土日祝も受付)

13 災害義援金の配分

石川県は、国内外から石川県、日本赤十字社、共同募金会に寄せられた義援金を配分するため、災害義援金配分委員会において、次のとおり配分計画を決定しました。

配分の対象	配分金額		備考
	第一次	第二次	
(1) ライフライン(上下水道、道路、電気等)の被害が甚大であり、過酷な生活を強いられきた6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)の全住民(一人当たり)	5万円	-	窓口、郵送、オンラインで受付開始。詳しくは県HPをご覧ください。コールセンター 電話番号: 0120-102-829(土日祝対応)
(2) 人的被害・住家被害を受けた方			各市町独自の義援金配分が上乗せされる場合もあります。詳細は、各市町の担当課にお問い合わせください。
人的被害(一人当たり)	死者、行方不明者 20万円	80万円	
	重傷者 10万円	-	
住家被害(世帯当たり)	全壊 20万円	80万円	
	大規模半壊 15万円	60万円	
	中規模半壊 10万円	40万円	
	半壊 5万円	20万円	
	準半壊 -	10万円	
	一部損壊 -	3万円	

【(2) 人的被害・住家被害に係る配分の各市町担当課】

市町	窓口	電話番号	市町	窓口	電話番号
金沢市	福祉政策課	076-220-2288	野々市市	企画財政課	076-227-6031
七尾市	福祉課	0767-53-3625	内灘町	会計課	076-286-6107
小松市	ふれあい福祉課	0761-24-8051	志賀町	会計課	0767-32-9170
輪島市	市民課	0768-23-4872	宝達志水町	会計課	0767-29-8170
珠洲市	総務課	0768-82-7725	中能登町	住民窓口課	0767-72-3130
加賀市	福祉政策課	0761-72-7854	穴水町	議会事務局	0768-52-3700
羽咋市	健康福祉課	0767-22-3939	能登町	総務課	0768-62-8533

14 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給(概要は内閣府HPへ)

◆ 災害により亡くなった方のご遺族や、災害により被害を受けた方に対し、災害弔慰金や災害障害見舞金が支給されます。

対象者	区分	支給金額
災害弔慰金	災害により亡くなった方の遺族	生計維持者 500万円 その他の者 250万円
災害障害見舞金	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方	生計維持者 250万円 その他の者 125万円

◆ 詳細は、各市町の災害弔慰金等担当課にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	市町	窓口	電話番号
金沢市	生活支援課	076-220-2292	野々市市	福祉総務課	076-227-6061
七尾市	福祉課	0767-53-8418	川北町	総務課	076-277-1111
小松市	ふれあい福祉課	0761-24-8051	津幡町	福祉課	076-288-2458
輪島市	福祉課	0768-23-1161	内灘町	総務課	076-286-6120
珠洲市	総務課	0768-82-7725	志賀町	環境安全課	0767-32-9321
加賀市	福祉政策課	0761-72-7854	宝達志水町	健康福祉課	0767-28-5606
羽咋市	健康福祉課	0767-22-3939	中能登町	長寿福祉課	0767-72-3135
かほく市	健康福祉課	076-283-7121	穴水町	住民福祉課	0768-52-3621
白山市	危機管理課	076-274-9536	能登町	総務課	0768-62-8532
能美市	福祉課	0761-58-2230			

15 災害援護資金の貸付(概要は内閣府HPへ)

◆ 世帯主が1か月以上の負債、住居や家財に被害を受けた場合に、被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
貸付金額は最大350万円(被災状況により貸付限度額は異なる。)で、償還期限は据置期間(3年)をきめ10年です。

◆ 詳細は、各市町の災害援護資金担当課にお問い合わせください。

北陸鉄道テレホンサービスセンター

TEL : 076-237-5115 (受付時間: 8:00~18:00 年中無休)

【各臨時ダイヤ時刻表(能登方面特急・急行バス) ※2024年5月7日(火)現在】

●輪島特急線【輪島→金沢】おとな片道¥150~¥2,300 こども片道¥80~¥1,150 (4月22日改正)

【輪島→金沢】	輪島特急①↓	輪島特急②↓	輪島特急③↓	輪島特急④↓
輪島駅前③	07:35	09:50	12:00	15:00
市ノ瀬	07:42	09:57	12:07	15:07
三井駅前	07:50	10:05	12:15	15:15
小泉	07:51	10:06	12:16	15:16
のと里山空港	08:00	10:15	12:25	15:25
精育園前	08:07	10:22	12:32	15:32
穴水此の木④	08:10	10:25	12:35	15:35
西山PA	08:52	11:07	13:17	16:17
高松SA	09:19	11:34	13:44	16:44
医大病院	09:37	11:52	14:02	17:02
向陽台	09:41	11:56	14:06	17:06
戸水西	09:52	12:07	14:17	17:17
中央病院	09:56	12:11	14:21	17:21
駅西合同庁舎前	10:02	12:17	14:27	17:27
金沢駅西口	10:55	13:10	15:20	18:20

●輪島特急線【金沢→輪島】おとな片道¥150~¥2,300 こども片道¥80~¥1,150 (4月22日改正)

【金沢→輪島】	輪島特急①↓	輪島特急②↓	輪島特急③↓	輪島特急④↓
金沢駅西口⑦	07:35	09:50	13:30	15:00
駅西合同庁舎前	07:39	09:54	13:34	15:04
中央病院	07:43	09:58	13:38	15:08
県庁前	07:46	10:01	13:41	15:11
戸水西	07:49	10:04	13:44	15:14
日陽台	08:03	10:18	13:58	15:28
医大病院	08:10	10:25	14:05	15:35
高松SA	08:26	10:41	14:21	15:51
西山PA	08:53	11:08	14:48	16:18
穴水此の木③	09:35	11:50	15:30	17:00
精育園前	09:38	11:53	15:33	17:03
のと里山空港	09:45	12:00	15:40	17:10
小泉	09:54	12:09	15:49	17:19
三井駅前	09:55	12:10	15:50	17:20
市ノ瀬	09:57	12:12	15:52	17:22

被災地域は特に注意!
災害後の住宅修理トラブル

【事例1】
台風で傷んだ屋根を見て「今直さないとか大変ことになる」と不安をおもわれて、屋根修理工事を契約した。(50歳代 女性)

【事例2】
「県の防災部署から委託されている、点検に伺いたい」と電話があったが、県に確認したらそのような事実はなかった。(80歳代 女性)

【事例3】
先月の雪害により雨どいが壊れていると言われ、保険金の申請サポート契約をしたら、受け取った保険金の50%が取られることが分かった。(80歳代 男性)

契約書
保険金50%頂きます

トラブルに遭わないためのポイント

- ✓ 契約を迫られても、その場では契約せず、比較検討する
- ✓ 不安をおもる勧誘を受けた場合、業者の話だけを信じず特に注意する
- ✓ 契約する際は、工期や費用を十分確認する
- ✓ 訪問販売や電話勧誘販売で契約したらクーリング・オフができる
- ✓ 「保険を使って自己負担なく修理できる」「申請サポートする」と勧誘されたら要注意

不安に思ったりトラブルになったら、住宅に関する相談は **住まいのダイヤル**
消費者ホットライン「188」へ [0570-016-100] へ

輪島駅前	10:45	13:00	16:40	18:10
------	-------	-------	-------	-------

16 生活福祉資金の貸付

- 令和6年能登半島地震により被災し、当座の生活費を必要とする世帯に対し、生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付を行っています。
- ※本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります。
- ※お住まいの市町または避難先の市町の社会福祉協議会で受付可能です。

貸付限度額	内容
原則として一世帯につき10万円 ただし、以下の場合は一世帯につき20万円の貸付可能(いずれも10回限り)	① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合 ② 世帯員に要介護者がいる場合 ③ 4人以上の世帯である場合 ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、等年齢児がいる場合
償還期限	据置期間(貸付の日から1年以内)終了後、2年以内
利率	無利率 ※償還期限後は残元金に対して年3.0%の延滞利率が発生
必要なもの	① 身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等) ② 申込者の預金通帳又はキャッシュカード ※いずれも準備できない場合は、各市町の社会福祉協議会にご相談

- そのほか、災害を受けたことにより臨時に経費が必要となった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対する生活福祉資金(福祉費【災害復旧費】)(一世帯につき150万円以内)の貸付等もあります。
- 生活福祉資金について、詳しくは各市町の社会福祉協議会にお問い合わせください。

窓口	電話番号	窓口	電話番号
金沢市社会福祉協議会	076-231-3170	野々市市社会福祉協議会	090-2034-5015 090-6279-2215
七尾市社会福祉協議会	0761-52-2099	川北町社会福祉協議会	076-277-8388
小松市社会福祉協議会	0761-22-3354	津幡町社会福祉協議会	076-289-6276
輪島市社会福祉協議会(門前支所)	0769-22-2219 (0769-42-0772)	内灘町社会福祉協議会	076-286-6953
珠洲市社会福祉協議会	090-1332-1332	志賀町社会福祉協議会	0767-32-5003
加賀市社会福祉協議会	0761-72-1500	宝達志水町社会福祉協議会	0767-28-5520
羽咋市社会福祉協議会	0767-22-9314	中能登町社会福祉協議会	0767-74-2252
かほく市社会福祉協議会	076-285-8885	穴水町社会福祉協議会	0769-52-0378
白山市社会福祉協議会	076-276-3151	能登町社会福祉協議会	0769-72-2322
能楽市社会福祉協議会	0761-58-6603		

17 住宅の建設、補修等の融資

- ① 自宅再建利子助成事業
- ② 石川県内で被災した住宅の新築、購入又は補修を行う場合、住宅融資の利子助成を受けられる**自宅再建利子助成事業**があります(地域福祉推進支援臨時特別給付金との併用は不可)。
- 詳しくは、[石川県ホームページ](#)をご覧ください。また、県のコールセンター(076-225-1968)にお問い合わせください。

対象者	内容
次のi)~iii)の全てに該当する世帯	i) 次のいずれかに該当する ア) 全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた イ) 住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体をした ウ) 長期避難世帯として認定された エ) 応急仮設住宅等に入居している ii) 住宅を再建し、入居日の属する前年の収入が要件を満たす iii) 被災者本人又はその親族が住宅再建のため金融機関等から融資を受けている
収入要件	給付収入のみ 給付収入以外の収入あり 23歳未満の被災者がいる世帯
金額	借入額、利率及び実際の返済期間に基づき算定した利子相当額(上限300万円(交付決定一括給付))
申請期限	令和6年3月28日(木)までに住宅再建入居 令和6年3月29日(金)以降に住宅再建入居
	6年9月30日(月)まで 入居日から6か月経過した日又は9月31日(日)のいずれか早い日

- ② 住宅金融支援機構における融資
- 住宅金融支援機構において、自然災害により自宅に被害を受けた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。
- 融資の概要は、[住宅金融支援機構ホームページ](#)をご覧ください。下記にお問い合わせください。

窓口	電話番号
住宅金融支援機構 お客様コールセンター(災害専用ダイヤル)	0120-086-353

- ③ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っています。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

18 住宅ローンの返済

- 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)があります。
- 詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。
- 借入先が銀行の場合、以下の番号への問い合わせも可能です。

窓口	電話番号
全国銀行協会相談室	0570-017-109 または 03-5252-3772

19 雇用保険失業給付の支給等

- ① 災害時における雇用保険の特例措置
- 災害救助法の適用を受けた市町(野々市市、川北町以外の県内市町)において被災された事業場、労働者、求職者の方々に、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特例措置が実施されています。
- 特例措置の概要については、[厚生労働省ホームページ](#)をご覧ください。次の相談窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号
石川労働局 職業安定課	070-4085-6584

- ② 特別労働相談窓口の開設
- 石川労働局では、解雇や休業等に関する労働相談に対応するため、特別労働相談窓口を開設しています。各窓口の連絡先は次のとおりです。お住まいの地域の窓口が開庁している場合は、その他の窓口でも相談できます。

設置官署	電話番号	相談内容
石川労働局雇用環境・均等室(総合労働相談コーナー)	076-265-4432	・妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いやハラスメント ・育児休業、介護休業等 等
金沢労働基準監督署	076-292-7945	(事業主の方) (労働者の方) ・労務管理(賃金の支払、解雇、休業手当等) ・賃金等労働条件
小松労働基準監督署	0761-22-4316	・復旧工事に係る安全及び労働者の健康 等
七尾労働基準監督署	0767-52-3294	・賃金等労働条件 ・労災補償給付等 ・退職、解雇、労働条件引下げ 等
ハローワーク金沢	076-253-3035	
ハローワーク津幡	076-289-2530	
ハローワーク小松	0761-24-8609	
ハローワーク白山	076-215-4131	
ハローワーク七尾	0767-52-3255	
ハローワーク羽咋	0767-22-1241	
ハローワーク加賀	0761-72-8609	

● 珠洲特急線 <珠洲←→金沢> おとな片道¥150~¥2,730 こども片道¥80~¥1,370 (4月22日改正)

[珠洲→金沢]	穴水珠洲C線 ↓	珠洲特急 ↓	[金沢→珠洲]	珠洲特急 ↓	穴水珠洲C線 ↓
すずなり館前	06:15	15:00	金沢駅西口⑦	07:15	
珠洲市役所	06:18	15:03	駅西合同庁舎前	通過	
上戸	—	15:06	中央病院	通過	
珠洲鶴岡	—	15:10	県庁前	通過	
内浦総合支所前	06:37	—	戸水西	通過	
能登宮崎	06:42	—	向陽台	通過	
越坂	06:48	—	医大病院	通過	
九十九湾	06:51	—	高松SA	通過	
小木港	06:53	—	西山PA	通過	
縄文真脇	06:59	—	穴水駅前	09:10	15:42
本小浦	07:02	—	穴水此の木③	09:15	15:47
羽根漁港	07:05	—	精育園前	通過	15:54
遠島山公園	07:08	—	のと里山空港	09:25	16:00
いやさか広場前	07:10	—	桜峠	—	16:10
能登町役場前	07:12	—	寺分	—	16:18
長坂	07:17	—	柳田天坂	09:45	16:20
上町	07:20	—	上町	—	16:22
柳田天坂	07:22	15:30	長坂	—	16:25
寺分	07:24	—	能登町役場前	—	16:30
桜峠	07:32	—	いやさか広場前	—	16:32
のと里山空港	07:42 08:00(能登発)	15:50	遠島山公園	—	16:34
精育園前	07:49 08:07	通過	羽根漁港	—	16:37
穴水此の木④	07:55 08:10	16:00	本小浦	—	16:40
穴水駅前	08:00	16:05	縄文真脇	—	16:43
西山PA	08:52	通過	小木港	—	16:49
高松SA	09:19	通過	九十九湾	—	16:51
医大病院	09:37	通過	越坂	—	16:54
向陽台	09:41	通過	能登宮崎	—	17:00
戸水西	09:52	通過	内浦総合支所前	—	17:05
中央病院	09:56	通過	珠洲鶴岡	10:05	—
駅西合同庁舎前	10:02	通過	上戸	10:09	—

21 運転免許や自動車手続きに関すること

- ① 運転免許証の有効期間の延長、再交付
 - ◆ 石川県内の市町(野々市市と川北町を除く)に住所がある方で、運転免許証の有効期間が、令和6年1月1日から同年6月29日までの方は、同年6月30日まで運転免許証の有効期間が延長されます。
 - ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合には、再交付の手続きができます。被災による再交付の場合は、身分を証明するものがない方も申請可能で、手数料は免除されます。
 - ◆ 詳細は、石川県運転免許センター(076-238-5901)にお問い合わせください。

- ② 自動車検査証の有効期間の延長

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、志賀町、宝達志水町、津幡町、内灘町、中能登町、穴水町、能登町に使用の本拠の位置を有する自動車、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年1月1日から同年5月30日までのものは、同年5月31日まで自動車検査証の有効期間が延長されます。

- ③ 被災自動車の廃車(永久抹消登録)手続き

自然災害による浸水や破損により自動車が使用できなくなった場合、自動車検査証やナンバープレートが手元になくても、廃車(永久抹消登録)手続きを行うことができます。印鑑証明書及び実印(取得できない場合は本人確認書類(運転免許証等)及び申立書)、自動車登録番号(ナンバー)又は車台番号の情報を、市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書(取得できない場合は申立書)が必要となります。なお、災害救助法または被災者生活再建支援法が適用された区域における取扱いとなります。また、廃車した自動車の再登録はできませんので、ご注意ください。

詳しくは、下記の番号までお問い合わせください。

車種	窓口	電話番号
普通自動車	自動車検査登録手続きヘルプデスク内 [令和6年能登半島地震 電話相談窓口]	050-5540-2056
軽自動車	軽自動車検査協会 [令和6年能登半島地震 電話相談窓口]	050-3684-6051

- ④ 一般社団法人日本カーシェアリング協会では、災害サポートレンタカー(軽トラ等)の無料貸出しを実施しています(申込先:050-5482-3677)。

- ⑤ 自動車税の減免
 - ◆ 被災自動車の所有者に対しては、自動車税(種別割)の減免等があります(「24 県税の特別措置」参照)。



22 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が支払えない場合

年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。また、国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な被保険者、事業主・船舶所有者に対しては、納付の猶予制度があります。支援措置の概要は、下記の日本年金機構ホームページをご覧ください。

HP	窓口	電話番号
保険料の免除		
納付の猶予		

詳しくは、以下の番号までお問い合わせください。

窓口	電話番号
日本年金機構被災者専用フリーダイヤル	0120-808-678
ねんきんダイヤル	0570-05-1165 (050で始まる電話からは、03-6700-1165)

市町の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所にお問い合わせすることもできます。

窓口	電話番号	窓口	電話番号
金沢専年金事務所	076-245-2311	小松年金事務所	0761-24-1191
金沢北年金事務所	076-233-2021	七尾年金事務所	0767-53-6511

(注)各年金事務所の管轄区域については、[日本年金機構ホームページ](#)をご確認ください。

28 民間の手続きのこと

28 預貯金通帳、印鑑の紛失や現金を損傷した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。
- ◆ 各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口
- ◆ ゆうちょコールセンター：0120-108-420(土日祝も受付)

(参考) 北陸財務局長と日本銀行金沢支店から金融機関等に対して弾力的な対応を要請

- ◆ 焼けた、水に濡れたなど損傷した現金の引換えを行っています。詳しくは、日本銀行金沢支店にお問い合わせください。
- ◆ 日本銀行金沢支店券券簿：076-223-9527

29 法律・消費者トラブル等の相談窓口

各団体が、被災された方を対象に無料電話相談等を受け付けています。

団体	窓口	電話番号	備考
法テラス(日本司法支援センター)	法テラス災害ダイヤル	0120-078-309	電話またはWebで予約が必要
金沢弁護士会	令和6年能登半島地震 何でも無料電話相談	080-8995-9483	電話受付後、担当弁護士から折返しの電話があります。
日本弁護士連合会	令和6年能登半島地震 無料法律相談	0120-254-994	土日祝も受付
石川県司法書士会	災害時無料電話相談	076-292-8133	・10~16時受付 へるふなつとししかわダイヤル
日本司法書士連合会		0120-315-199	・17~20時受付(土日祝も受付) 令和6年6月30日(日)まで実施予定
石川県消費生活支援センター	令和6年能登半島地震に関する消費者トラブル相談専用ダイヤル	076-255-2319	メールによる相談も受付 (石川県電子申請システム)
国民生活センター	能登半島地震関連消費者ホットライン	0120-797-188	土日祝も受付

医療・健康のこと

29 こころの悩みや健康に関する相談

災害にあわれた方のこころの悩み、健康、高齢者福祉に関する相談を電話でお受けしています。

窓口	電話番号
石川こころのケアセンター	0120-333-247
こころの相談ダイヤル (受付時間:平日9時~17時)	076-237-2700
(受付時間:平日17時~翌9時、土日祝)	0570-783-780
よせいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338 ガイダンス[8]
能登半島地震・子供のこころ相談テレホン	0120-48-0874
石川県健康福祉部医療対策課(医療に関すること)	076-225-1431
石川県健康福祉部健康推進課(健康に関すること)	076-225-1458
石川県福祉部長寿社会課(高齢者福祉に関すること)	076-225-1487

金沢駅西口	10:55	18:50	珠洲市役所前	10:12	17:24
			すずなり館前	11:05	17:27

● 珠洲宇出津特急線 <宇出津→金沢>おとな片道¥150~¥2,520こども片道¥80~¥1,260 (4月22日改正)

能登町役場前	柳田天坂	のと里山空港	穴水此の木④	穴水駅前	金沢駅西口
15:00	15:10	15:30	15:40	15:45	18:20

● 珠洲宇出津特急線 <金沢→宇出津>おとな片道¥150~¥2,520こども片道¥80~¥1,260 (4月22日改正)

金沢西口⑦	穴水駅前	穴水此の木③	のと里山空港	柳田天坂	能登町役場前
07:55	09:50	09:55	10:05	10:25	11:15

● その他奥能登地区バス路線のご案内

1. 穴水宇出津線(穴水病院~能登町役場前)(穴水病院~鶴川駅前)(穴水駅前~能登町役場前)

[運行時刻詳細はこちらへアクセス下さい](#)

※迂回運行により、大町~栄町停留所、城山住宅前~北七海停留所は休止しております

2. 宇出津珠洲線(珠洲鉢ヶ崎~能登高校前)(飯田高校下~鶴川駅前)

[運行時刻詳細はこちらへアクセス下さい](#)

※迂回運行により、九十九湾~金大実験所口停留所、吾妻橋~技術専門学校前停留所は休止しております

3. 穴水東部線(松波南~穴水病院)(穴水駅前~竹太)(穴水病院~旭ヶ丘2区)

[運行時刻詳細はこちらへアクセス下さい](#)

※迂回運行により、大町~栄町停留所、城山住宅前~北七海停留所は休止しております

4. 輪島線(門前総持寺前~輪島駅前・市立輪島病院)

[運行時刻詳細はこちらへアクセス下さい](#)

※迂回運行により、禪の里交流会館前、走出、日野尾、広瀬、保健センター前、本市停留所は休止しております

5. 穴水線(穴水総合病院・穴水駅前~門前総持寺前)

[運行時刻詳細はこちらへアクセス下さい](#)

※迂回運行により、大町~栄町停留所、禪の里交流会館前~本市停留所は休止しております

6. 鹿島線(穴水総合病院・穴水駅前~曾福)

[運行時刻詳細はこちらへアクセス下さい](#)

7. 穴水輪島線(穴水総合病院・穴水駅前~輪島駅前・輪島マリンタウン)

[運行時刻詳細はこちらへアクセス下さい](#)

※迂回運行により、長沢、栄町、大島町、大町停留所は休止しております

※三井駅前停留所は穴水方向は特急三井駅前(バイパス)停留所を使用しております

8. 町野線(市立輪島病院・輪島駅前~能登町役場前・能登高校南)

[運行時刻詳細はこちらへアクセス下さい](#)

※迂回運行により、真久停留所は休止しております

くお乗換えのご案内 ※バス車内にてバス接続券発行>

・すずなり館前6:15発穴水珠洲C線にご乗車のお客は、のと里山空港で金沢方面へのお乗り換え、通し運賃でのご乗車が可能です

・金沢駅13:30発輪島特急線にご乗車のお客は、のと里山空港で珠洲方面へのお乗り換え、通し運賃でのご乗車が可能です

※道路状況によりダイヤは予告なく変更の可能性もありますので最新情報につきましては北陸鉄道テレホンサービスセンターへお電話(076-237-5115)または以下ホームページにてご確認頂きますようお願い申し上げます

[北陸鉄道支援]

[能登エリアにおける最新の運行情報について - 北陸鉄道(株)]

<http://www.hokutetsu.co.jp/archives/51749>



9. 名古屋工業大学北川教授による避難所での簡易住宅設置支援

東日本大震災での経験から開発を始めた避難所における簡易住宅(インスタントハウス)の設置支援を実施中。屋内用であれば1棟設置時間5~15分、2024年1月28日(日)現在、原価約8,000円~12,000円で設置可能。避難所での生活にプライバシーの配慮、断熱材を使った素材の為に保温性も抜群。2024年1月2日(火)10棟分を輪島中学校に

30 医療機関や介護サービスの利用に関すること

① 医療機関などの窓口での支払の免除

被災された方が、医療機関を受診する際や介護サービスを利用する際に、医療機関等の窓口で、(1)・(2)の両方に該当する旨を申告すれば、窓口での支払は不要です(令和6年4月末まで)

- (1) 災害救助法の適用市町の住民の方で、全国健康保険協会(協会けんぽ)、市町の国民健康保険、介護保険、石川県後期高齢者医療広域連合の被保険者の方
- (2) 次の1~5のいずれかに該当する方

住家	1 全半壊、全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災 ※罹災証明書等の提示は必要なく、窓口での口頭申告で構いません。
主たる生計維持者が	2 死亡又は重篤な傷を負った 3 行方不明である 4 事業を廃止し、又は休止した 5 失踪し、現在収入がない

詳細は、[厚生労働省のホームページ](#)の一覧をご確認ください。



[北川教授支援]

名古屋工業大学 高度防災工学研究センター
TEL : [052-735-5520](tel:052-735-5520)
E-mail : kitagawa@nitech.ac.jp



[北川啓介研究室 - 国立大学法人名古屋工業大学]
<http://instant-house.planet.bindcloud.jp/>

[体育館に「おうち」ができた…能登半島地震で大活躍する「1棟1万円」の簡易住宅を作った大学教授の使命感 原点はドラゴンボールの「ホイホイカプセル」 - PRESIDENT Online (プレジデントオンライン)]

[プレジデントオンライン]

<https://president.jp/articles/-/77942?page=1>



② 医療機関へ被保険者証が提示できない場合

被災により被保険者証等を紛失、家に置いてきたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てることにより保険診療を受診することができます。

HP	HP
制度概要 (厚生労働省HP)	県内の病院・医療機関の 情報

教育のこと

32 日本学生支援機構(JASSO)による学生への支援

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)は、被災された学生に対して以下のとおり支援等を実施しています。

詳しくは、在学している学校にお尋ねいただくほか、[日本学生支援機構のホームページ](#)等でご確認ください。

◆ 日本学生支援機構 政策企画部 広報課 : 03-6743-6011

支援等	対象者	申込方法等
給付奨学金 (家計急変型採用)	災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸付を希望する方(災害救助法の適用地域の世帯の学生等)	在学している学校を通じて申込み
貸与奨学金 (緊急採用・応急採用)		
奨学金の返還期延長・返還期繰上	災害等により奨学金の返還が困難となった方	「奨学金返還期繰上」もしくは「奨学金返還期繰上」を日本学生支援機構に提出
JASSO災害支援金 (支給額:10万円) ※返還不要	災害により学生本人やその生計維持者が現在住んでいる家が、半壊(半壊+半壊没及び半壊没を含む)以上や床上浸水の被害を受けたり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方(外国人留学生を含む。)	在学している学校を通じて申込み



10. 石川県による2次避難、1.5次避難支援(避難先多数有)

当分の間、ライフライン復旧(電気・ガス・水道等)しない事が見込まれる為、石川県では2次避難場所、1.5次避難所の募集を開始致しました。お困りの方は以下コールセンターまたは以下石川県公式HPで掲載している情報をご参照の上、お問合わせ下さい。

【令和6年度能登半島地震 2次避難所/1.5次避難所運営事務局コールセンター】
[0120-266-755](tel:0120-266-755) (受付時間: 9時~18時 ※土日祝対応)

【1.5次避難先に関する石川県内、市や町の相談窓口】

- 輪島市(福祉課) : [0768-23-1161](tel:0768-23-1161)
- 珠洲市(福祉課 健康増進センター) : [080-7392-7699](tel:080-7392-7699) または [080-7110-6551](tel:080-7110-6551)
- ※1月16日より珠洲市への電話番号が変更となりました。ご了承下さい
- 穴水町(住民福祉課) : [0768-52-3650](tel:0768-52-3650)
- 能登町(健康福祉課) : [0768-62-8514](tel:0768-62-8514)
- 七尾市(健康推進課) : [0767-53-3624](tel:0767-53-3624)
- 志賀町(健康福祉課) : [0767-32-9132](tel:0767-32-9132)

石川県
(避難施設案内)



33 学用品の給与、授業料の支援等

被災された保護者、学生に対して、災害救助法に基づく教科書など学用品の給与のほか、入学金・授業料の減免、家計急変型に対する就学支援金の支給などの支援があります。

詳しくは、在籍する各学校、石川県教育委員会又は各市町教育委員会にお問い合わせいただくほか、[石川県ホームページ](#)をご覧ください。

◆ 石川県教育委員会 庶務課 : 076-225-1816



事業者の方へ

34 事業者を対象とした相談窓口

① 相談窓口

被災事業者の事業継続に向けた経営相談や施設復旧・資金繰り・二重債務問題・雇用維持に関する支援策の活用など様々な相談に対応する窓口が設置されています。

窓口	電話番号	場所
金沢事業者支援センター(石川県)	0570-076-225	石川県庁階 ※対面相談可(電話による事前予約制)
能登事業者支援センター(石川県)	0768-26-2380	石川県奥能登総合事務所4階(のと里山空港内) ※対面相談可(電話による事前予約制) ※対象:能登在住の事業者
能登産業復興相談センター(公益財団法人石川県産業創出支援機構)	0767-58-5008	七尾商工会議所内 ※対象:七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町で被災した中小企業・小規模事業者等

最寄りの商工会議所、商工会等の支援機関でも相談を受け付けています。詳しくは[石川県のホームページ](#)をご覧ください。



② 雇用調整助成金の特別措置

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賞金等の一部を助成するものです。下記窓口で相談を受け付けています。

※ 特別措置の詳細については、[石川労働局のホームページ](#)をご覧ください。

窓口	電話番号
石川労働局 職業対策課	076-265-4428

③ 被害を受けた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。詳細は、下記相談窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号
(株)日本政策金融公庫 金沢支店 中小企業事業	076-231-4275
国民生活事業	0570-045202
小松支店 国民生活事業	0570-045445
認可法人 石川県信用保証協会	076-222-1550
(株)商工組合中央金庫 金沢支店	076-221-6141

目次に戻る

35 農林水産業関係の相談窓口

被災された農林漁業者を対象に、営農相談、補助金等に関する相談窓口を設置しています。避難先の最寄りの農林総合事務所でも相談を受け付けています。

窓口	電話番号
JAのと本店(対面相談可(予約制))	0120-338-250(土日祝も電話対応)
JA内浦町営農経済課(対面相談可(予約制))	0120-338-560(土日祝も電話対応)
JA能登わが家(対面相談可(予約制))	0120-338-571(土日祝も電話対応)
JA志賀本店(対面相談可(予約制))	0120-338-720(土日祝も電話対応)
石川県農林事務所(対面相談可(予約制))	0120-338-760(土日祝も電話対応)
石川県農業会館(対面相談可(予約制))	0120-338-633(土日祝も電話対応)
石川県農林水産部森林管理課	076-225-1643
石川県漁業協同組合(本府)	076-234-8816(土日祝も受付)
(株)日本政策金融公庫 金沢支店 農林水産事業	076-263-6471

支援制度概要 (石川県HP)	融資制度概要 (日本政策金融公庫HP)
-------------------	------------------------

[令和6年(2024年)能登半島地震 被災地外への一時的な避難施設(2次避難所/1.5次避難所) - 石川県]

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/saikai/iichijiteki-hinanshitsu.html>

1.1 金沢弁護士会や法テラスによる無料法律相談

被災された方を対象とし、下記電話番号にて弁護士による無料法律相談を実施中。金沢弁護士会では電話受付後、担当の弁護士が折り返しのお電話をして、相談に応じます。法テラスでは災害ダイヤルのオペレータへ事前電話予約の後、面談もしくは電話等で相談することができます。生活の再建に必要な法律相談(不動産問題、金銭問題、相続問題など)が必要な方はぜひご利用下さい。

[金沢弁護士会]

<金沢弁護士会> TEL : [080-8995-9483](tel:080-8995-9483)
(平日10:00~16:00 ※12:00~13:00除く)
<https://kanazawa-bengo.com/info/2024/01/6-2.html>



<法テラス> TEL : [0120-078-309](tel:0120-078-309)
(平日9:00~17:00 ※法制度や相談窓口情報の提供は平日9時~21時、土曜9時から17時も受付中)
<https://www.houterasu.or.jp/saigakanren/notohantoujishin.html>

[法テラス]



1.2. [リンク集]北陸朝日放送(株)、(株)AsianBridgeによる被災者向け情報

被災された方を対象とした住宅支援(石川、富山等)、入浴支援(自衛隊等)、生活支援(物資支援、制服支援、車無料貸出、医療窓口、生理用品、弁護士による無料相談等)、子どもの支援(LINEによる子育てサポート、認定特定非営利活動法人カタリバによるみんなのこども部屋等)、通信情報(各キャリアの無料充電情報等)、衣類支援(新生児~160cm迄の子ども服の無料配布)、道路交通情報、金融機関情報、各種まとめサイト(石川県、富山

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ
**保険証や現金がなくても
 医療機関等を受診できます**



令和6年1月12日18時時点

【対象者】
 (1)・(2)の両方に該当する方
 (1) 災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

対象保険者(石川県)
 金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町、石川県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会(協会けんぽ)
(上記以外に、一部の国民健康保険組合についても対象となる場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
(避難証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。)
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ ①の行為が不明である方
- ④ ①が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ ①が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】
 医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**対象者であることを申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが不要となります。**

【特例の期間】 令和6年4月まで

【留意事項】

この保険を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口で申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
 ・上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
 ・なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
 ・上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ
 この窓口負担の取扱いについて、ご不明点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

県、入浴・給水施設まとめ等)を掲載中。詳細は以下へアクセス下さい。

[能登半島地震被災地支援-私たちにできることを届けたい - 金沢屋(北陸朝日放送(株)、(株)AsianBridge)]

<https://kanazawa-ya.com/shop/local/victims/>

[かなざわや支援]



1.3. [参考]日本を代表する建築学者(富山出身)による2次避難の重要性

『日本全国には2次避難に適したセカンドハウスは41万戸、ホテル51万戸、旅館は71万戸で合計196万戸あり、1戸当たり3人としても588万人分のデータ作成が可能で、DX時代にあって検討すべき課題である』※ブログより引用

早稲田大学名誉教授 尾島俊雄氏(大阪万国博覧会、国際科学技術博覧会など、国内で開催された博覧会会場環境設計ほか多数。また、新東京国際空港や多摩ニュータウン・センター地区などの基本設計なども手がけている。近年では環境アドバイザーとして、国立競技場(2020東京五輪のメインスタジアム)建設に参加)がブログで語っていらっしゃるように避難生活をされている方々が今後様々な危険から身を守る上で復旧されるまでの間、候補の中から広域避難あるいは2次避難先を選んで頂く事が防災の観点から重要事項であると述べております。確かに避難するのが困難な事情の方も多数いらっしゃると思います。しかしながら故郷へ必ず戻る事を約束し今は災害復旧の目処が立つまでの間、ご家族や大切な友人仲間の為、より安全な場所へ避難する事も検討すべきであると感じます。全文は以下ご一読下さい。

[Blog#107]



[Blog#107 令和6年能登半島地震の被災状況から広域避難のあり方を考える - 東京尾島俊雄研究室]

<https://ojima-lab.com/2024/01/>

1.4. 株式会社リボン(富山県射水市)による住宅支援 2024年5月7日(火)更新

[新聞記事]



おかげ様で定員に達しましたので募集を終了致します。この活動へご支援、ご協力頂いた皆様誠にありがとうございました。

<[参考]「安らげる家 避難者に 砺波の不動産会社社長ら無償、安価で」新聞掲載 北陸中日新聞(2024/1/12(金)朝刊(P10) & 北陸中日新聞Web>

<https://www.chunichi.co.jp/article/836153>

**悪質修理業者
 に注意!**



- 事例1
見積もりのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ、高額な作業料金を請求された。
- 事例2
屋根の無料点検後、そのまま放置すると雨漏りすると言われ、高額な契約をさせられた。
- 事例3
「保険で修理できる」という業者が突然来訪し、保険請求手続の代行と住宅修理を勧誘された。

～トラブルに遭わないためのポイント～
 ・修理工事等の契約は慎重にしましょう。
 ・契約を迫られても、その場では決めず、できれば複数社から見積もりを取って比較検討しましょう。
 ・保険金を使って自己負担なく住宅修理ができるかどうかを事前に確認せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。

義援金詐欺に注意!

- ・義援金の募集をかたる手口の詐欺が発生しています。
- ・募金先が信頼できる団体かどうか、必ず確認しましょう。
- ・少しでも不審を感じたら、募金には応じず、警察(#9110)に相談しましょう。



お問い合わせ: 石川県生活環境部生活安全課 076-225-1386

**住まいが被害を受けたとき
 最初にする事**

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付いたらいいかわからなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援を受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

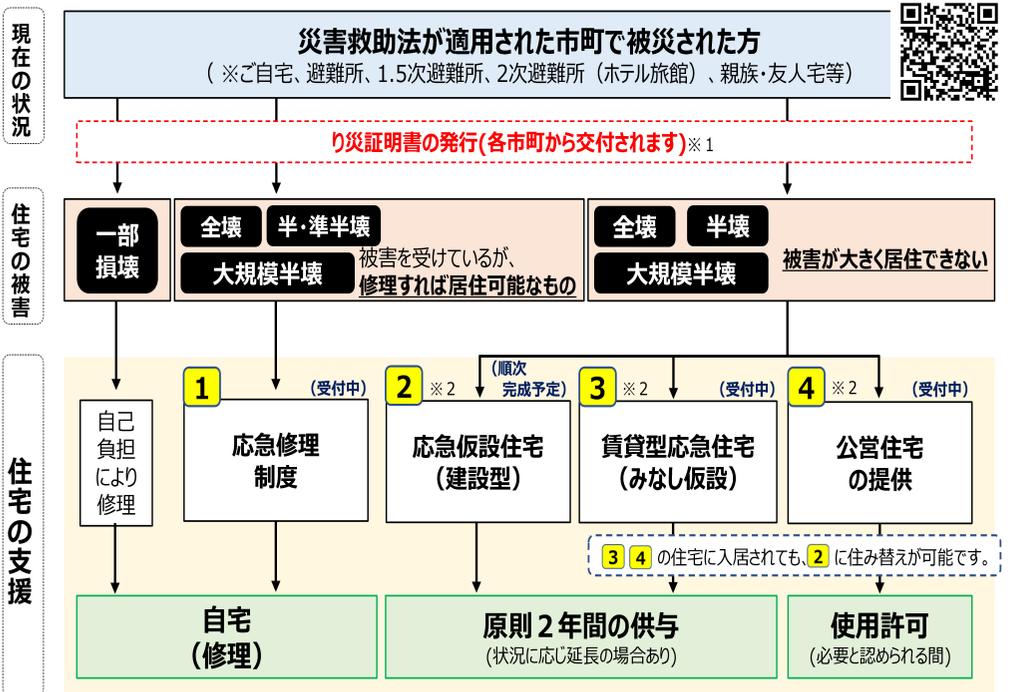
片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際、保険会社に損害保険を請求する際にも、たいへん役に立ちます。
ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

- 家の外の写真の撮り方
 - ・カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
 - ・浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
(※カラーなどをあてて「引き」&「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさがよくわかります。)
- 家の中の写真の撮り方
 - ・家の中の被害状況写真は、①被災した部屋ごとの全景写真 ②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。
<想定される撮影箇所> 内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など



1. 応急的なお住まいの支援について (令和6年能登半島地震で被災された方)

石川県建築住宅課 ☎076(225)1777



※1 罹災証明書の発行前でも、①の修理の実施や②～④の仮設住宅等への入居が可能です

※2 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがあったり、ライフラインが途絶えていたり、地すべり等で避難指示等を受けている、など長期にわたり自らの住居に居住できないと市町長が認める者は、住宅に半壊以上の被害が生じていなくても、②～④の利用が可能です

震災に便乗した悪質商法に注意!!

能登半島地震関連 消費者相談専用ダイヤル

令和6年(2024年)能登半島地震に関する消費者トラブルの未然防止や解決支援のための相談を受け付けます。

震災に便乗した悪質商法や詐欺的トラブルが懸念されますので、十分ご注意ください。

◎石川県消費生活支援センター

専用ダイヤル

076-255-2319

受付時間：9時～17時(土日祝日含む)

◎独立行政法人国民生活センター

フリーダイヤル(通話料無料)

0120-797-188

受付時間：10時～16時(土日祝日含む)

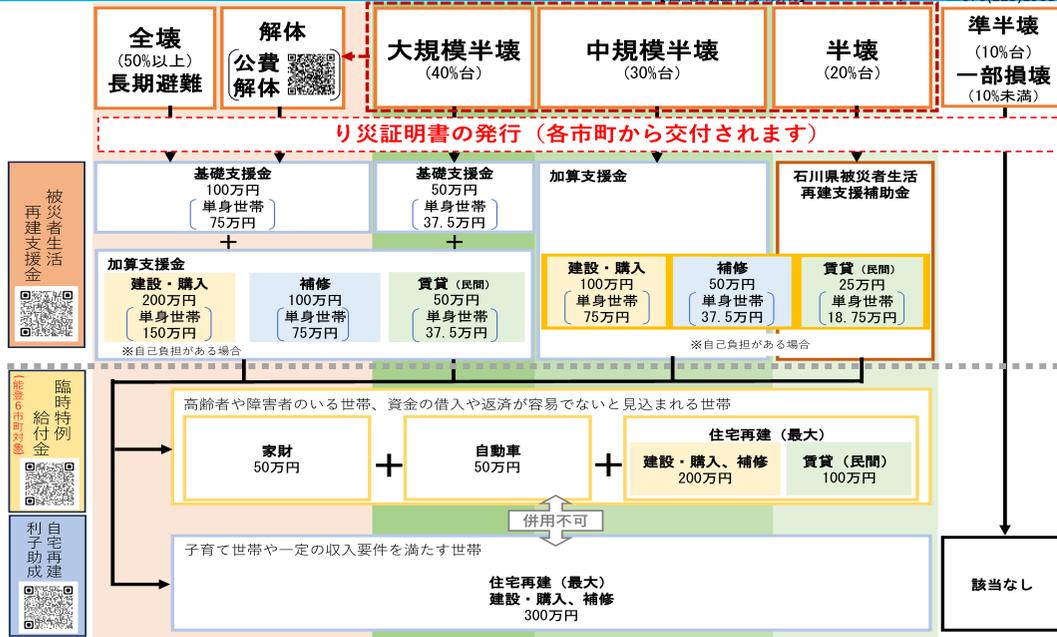
対象地域：石川県、新潟県、富山県、福井県

※地震関連以外のものは、「消費者ホットライン(188番)」にお掛けください。

石川県・石川県警察

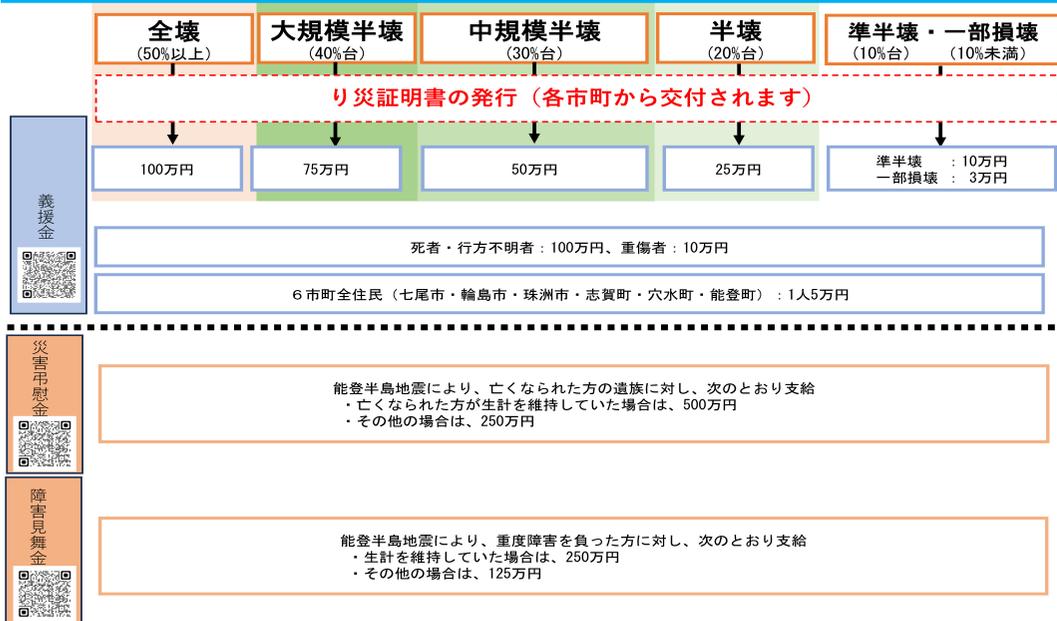
2.生活再建のためのフローチャート①

【被災者生活再建支援金】石川県生活再建支援課 ☎076(225)1985
【臨時特例給付金】コールセンター ☎076(225)1956
【自費再建子育て助成】コールセンター ☎076(225)1968



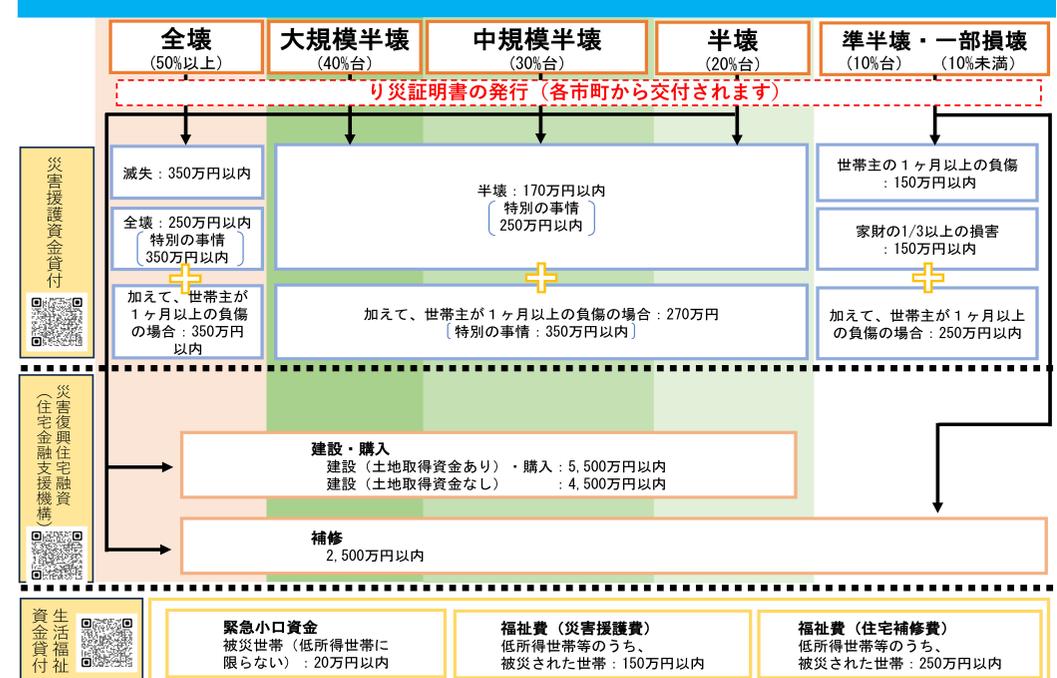
2.生活再建のためのフローチャート②

【義援金】住家・人的被害分 各市町窓口
6市町全住民分コールセンター ☎0120(102)829
【障害見舞金・災害弔慰金】石川県危機対策課 ☎076(225)1488



2.生活再建のためのフローチャート③

【災害援護資金貸付】石川県危機対策課 ☎076(225)1488
【災害復興住宅融資】(独)住宅金融支援機構
【生活福祉資金貸付】石川県厚生政策課 ☎076(225)1478



公衆浴場で無料入浴 の支援が受けられます

◎対象となる方

- 令和6年能登半島地震で被災された方で、
- 入浴設備のない避難所等で生活している方
- 断水や入浴設備の被災により入浴できない方

◎支援内容

入浴料金が**無料**となります。
※タオル、石鹸、シャンプー等の別料金は各自の負担となります。
※実施期間は当分の間となり、終了時期は別途お知らせします。

◎実施施設

協力公衆浴場

※順次、県業衛生課ホームページで公表します。

◎利用方法

- 手順①: 初回利用時に、協力公衆浴場において、**罹災証明書を提示**又は**申立書を提出**
 - 手順②: 協力公衆浴場から**「無料入浴証明書」**が発行され、利用の際に提示
- ※申立書は、協力公衆浴場において、本人確認書類(個人番号カード、運転免許証等)を提示のうえ、ご本人で記載していただきます。

【問い合わせ先】石川県健康福祉部業衛生課(076-225-1441)

掲載しきれなかったこの他の情報については『石川県令和6年能登半島地震支援情報ナビ』

(健康所お金住まい医療福祉仕事子育て教育、災害ごみその他暮らしに関わる情報掲載中)へアクセス下さい→





東京尾島俊雄研究室

Tokyo Ojima Laboratory



2024年1月12日 投稿者: POST-CHIKAKO

Blog#107 令和6年能登半島地震の被災状況から広域避難のあり方を考える

2024年元旦、16時10分、地震速報！石川県志賀町で震度7（M7.6、150kmの逆断層型地殻変動、4m隆起、1.2m水平地盤変動、深さ10km）「津波、高台へ逃げる！」との女性アナウンサーの絶叫がTV画面から流れ続ける。

東京は震度3。しかし日本海一帯の広域に拡散する震度6強～5強は異常に巨大である。志賀原発や柏崎原発の安全が気になる。インターネットの情報では、16：30自衛隊の自主派遣で千歳の第2航空団による航空偵察後、石川県の馳浩知事から陸自第10師団に災害派遣要請。同時に空自輪島分屯基地へは1000人の住民避難。しかし、こうした自衛隊の災害出動についてのテレビ報道は全くなく、テレビ各局が同じ絶叫報道にうんざりして、ラジオをつけたまま眠る。

2日早朝、見覚えのある板塀が続く輪島市の朝市通り、焼け跡の映像が痛々しい。280m四方、200軒以上の民家が全焼した。輪島市の死者15人との報道。金沢市内でも倒壊した住宅の惨状は想像以上。富山や新潟でも液状化により随所で道路が陥没、国道や県道まで寸断。時間経過と共に災害状況が明らかになってくる。

岸田文雄首相は、人命第一に、自衛隊は2000人から5000人に増員、道路が寸断された地域にはヘリやホバークラフト等、随所で支援活動。建物倒壊による圧死者や行方不明者に救助隊、漁港では地震と津波被害で漁船の転覆。海岸周辺の海の家や住居屋根の崩壊である。

3日からは雨予報とあって、被災した自宅での避難は難しくなってくる。

1月11日(木)、地震発生から10日目、被災状況が明確になるにつれて「激甚災害」の認定公表。死者213人（関連死8人、安否不明52人）、孤立集落2市1町の22地区3,124人。13市町に開設された398ヶ所の一次避難場所には2万6,000人、断水5万9,000戸、停電1万5,000戸、2次避難所へは182人が移動。金沢市内の体育館を1.5次避難所として101人が身を寄せている。自衛隊は6,200人に増員。車中泊やビニールハウスに避難する人、寒さ対策からの避難場所での関連死が予想され、運動不足、水分補給、トイレ我慢からのエコノミークラス症候群に警報。

11日夜、BSフジのプライムニュースで馳浩知事がライブで岸田文雄総理を中心とする政府や連携自治体並びに自衛隊や警察・消防等の支援活動が悲惨な被災地で驚く程に機能し、発揮されている。映像でも伝えてくれていたので、本当に安心した。

災害時は

自治体から救助が受けられます。

避難とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は避難場所に行く必要はありません。
また、小中学校や公民館だけでなく、親戚・知人宅等も避難先となります。

※詳細は、最寄りの自治体にご確認ください。

避難所で避難生活を送られている方はもちろんのこと、知人宅に避難している方、自宅で避難、または車中で避難生活をしている方も避難所で食料や飲料水の給与を受けられます。
そのほか、全壊・半壊・床上浸水等、住宅の被害に応じて以下の支援を受けることができます。

各種手続に必要な「り災証明書」

「り災証明書」は、災害による住宅の被害の程度等を証明する書類です。被災者生活再建支援金などの申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要になります。

- 交付窓口は、各市町村です。
- 申請すると、市町村職員による住宅の被害認定調査が行われ、後日、調査結果に基づき「り災証明書」が交付されます。
- 手続には、申請書、身分証明書等が必要です。

ご注意ください!

カメラでもスマホでも結構です。
被災した自宅の状況を
写真で撮影してください。



※修理や片付けをしましてからでは、正確な調査が困難となってしまいます。修理などをする前にあらかじめ、被害箇所の写真を撮ってください!

避難所・福祉避難所

災害発生直後の地域の避難生活の拠点として、災害情報、生活・医療に関する情報・サービスの提供、食料・飲料水等の物資の提供などが行われます。
また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方は福祉避難所（福祉避難スペース）も利用できます。



○新型コロナウイルス感染症の現下の状況において、3つの「密」の回避など、感染症対策を徹底する観点から、各自治体においてホテル・旅館等や研修所等も避難所として利用できます。利用できる施設等については最寄りの自治体にご確認ください。

食品の給与・飲料水の供給

災害により食料や飲料水が購入できない、自宅で調理ができない、自宅の水道が出ないなどの場合、避難所において炊き出しその他による食品の給与・飲料水の供給が受けられます。



- 食料や水以外にも紙おむつ、ミルク、生理用品、替えの下着や靴下なども置いてあります。
※詳しくは避難所の担当者にご確認ください。
- 飲料水については、給水車が巡回しますので巡回時間をご確認ください（給水袋も用意しておりますが、数量に限りがありますので使い終わった給水袋はご持参ください。）

生活必需品の給与・貸与

住宅が全壊、全焼、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して行うものです。



- ① タオルケット、毛布、布団などの寝具
- ② 洋服上下、子供服等の着、シャツ、パンツなどの下着
- ③ タオル、靴下、靴、サンダル、傘などの身の回り品
- ④ 石鹸、歯磨き用品、ティッシュペーパー、トイレトイレットペーパーなどの日用品
- ⑤ 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具などの調理道具
- ⑥ 茶碗、皿、箸などの食器
- ⑦ 暑さ、寒さ等による健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機、電気ストーブ又はこれに準ずるもの
- ⑧ 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用器具などの消耗器材

※品目の詳細は自治体により異なる場合がありますので自治体窓口にご確認ください。

応急仮設住宅への入居

災害により住宅が全壊、全焼又は流出し、住むところが無くなってしまった場合、半壊、半焼であっても住むことが困難な場合には、応急的に仮設住宅に入居することができます。（最長で2年間）入居を希望される場合には、自治体又は自治体が設置する住宅相談窓口にご相談ください。



※プレハブ、木造、ムービングハウス等の建設型、民間賃貸を利用した賃貸型など、様々な応急仮設住宅があります。

ご注意ください!

- 民間賃貸住宅を仮設住宅として利用する場合は、世帯人数に応じて家賃の設定があります。限度額を超えないようにご注意ください。（家賃上限を超えた場合は、応急仮設住宅の入居対象になりません。）
- 高齢の方や障害を持っている方やペットと一緒に暮らしている方で応急仮設住宅を希望される場合は、自治体又は自治体が設置する住宅相談窓口にご相談ください。

被災住宅の応急修理

住宅の応急修理は、自宅が一定の被害（大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）又は準半壊）を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものです。



- 応急修理ができる工事費用の限度額は1世帯あたり、
・半壊以上の世帯 65万5千円以内 ・準半壊の世帯 31万8千円以内
※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
※全壊であっても、修理すれば居住が可能なら、対象とすることが可能です。
※現金を給付する制度ではありません。

ご注意ください!

- カメラでもスマホでも結構です。自宅の被災した状況を写真で撮影してください。
- 修理業者との契約は自治体が行いますので、被災された方自らが契約をしないでください。
- 万が一、契約をして修理を実施しても、修理代金を支払う前に、まずは最寄りの自治体にご相談ください。
- 申込書は、自治体又は自治体が設置する住宅相談窓口で受け取ってください。

学用品の給与

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行うものです。（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）



- ① 教科書及び正規の教材
学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑 等
- ② 文房具及び通学用品
a. ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規 等
b. 傘、靴、長靴 等
c. 運動靴、体育着、カステタネット、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具 等

※基準額（単位：円） ①は実費、②は小学生/4,700円以内・中学生/5,000円以内・高校生/5,500円以内



内閣府(防災担当)

令和4年5月作成

最寄りの自治体の連絡先

詳しくはコチラ [災害救助法の概要](#)

検索

内閣府>防災情報のページ>被災者支援
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>

令和6年能登半島地震 石川県庁における電話相談窓口一覧

9:00～17:45 (①は18時まで、土日祝対応)

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ① 被災地外への避難、
ホテル・旅館への避難の受付に関する事 | 2次避難所/1.5次避難所運営事務局
コールセンター 0120-266-755 |
| ② 仮設住宅（民間賃貸含む）への入居、
住宅再建に関する事 | 土木部建築住宅課
076-225-1777 |
| ③ 生活費などお金に関する事 | 健康福祉部厚生政策課 076-225-1478
石川県社会福祉協議会
076-208-3503 |
| ④ 医療に関する事 | 健康福祉部医療対策課
076-225-1431 |
| ⑤ 健康に関する事 | 健康福祉部健康推進課
076-225-1458 |
| ⑥ 子育て支援に関する事 | 健康福祉部少子化対策監室
076-225-1447 |
| ⑦ 高齢者福祉に関する事 | 健康福祉部長寿社会課
076-225-1487 |
| ⑧ 障害のある方の福祉に関する事 | 健康福祉部障害保健福祉課
076-225-1426 |
| ⑨ 税に関する事 | 総務部税務課
076-225-1271 |
| ⑩ 教育に関する事 | 能登半島地震・進路・学習相談テレホン
0120-873-783 |
| ⑪ 雇用に関する事 | 商工労働部労働企画課
076-225-1531 |
| ⑫ 小規模事業者や中小企業の
支援に関する事 | 商工労働部経営支援課 076-225-1525
石川県商工会連合会 076-268-7300 |
| ⑬ 農林水産業の支援に関する事 | (農業・畜産・林業)
奥能登農林総合事務所 0768-26-2322
中能登農林総合事務所 0767-52-2583
県央農林総合事務所 076-239-1750
石川農林総合事務所 076-276-0528
南加賀農林総合事務所 0761-23-1707
(漁業) 石川県漁業協同組合 076-234-8815 |
| ⑭ 消費者トラブルに関する事 | 消費生活支援センター
076-255-2319 |
| ⑮ 外国人の方の支援に関する事 | 観光戦略推進部国際交流課 076-225-1382
石川県災害多言語支援センター
(石川県国際交流協会) 076-262-5932 |

※お問い合わせの内容に対して、個別にご相談に応じるほか、市町等関係機関の窓口をご案内いたします

マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について

発達障害のある方については、触覚・嗅覚等の感覚過敏（*1）といった障害特性により、マスク等の着用が困難な状態にある場合があります。

WHOの「COVID-19に関連した地域社会の子どものためのマスク使用に関するアドバイス」（*2）においては、「発達上の障害や他の障害、またはマスク着用を支障をきたす可能性のある特定の健康状態をもつ子どもに対しては、マスクの使用を強制するべきではない」「フェイスシールドなどのマスク着用に代わる選択肢を与えるべき」としています。

また、WHO「Q&A：COVID-19に関連する子どもとマスク」（*3）の中の「発達上の障害のある子どもはマスクを着用すべきか？」という項目では、「発達上の障害、その他の障害、またはその他の特定の健康状態のあるあらゆる年齢の子どもにマスクを使用することは必須ではなく、子どもの親、保護者、教育者、医療提供者、またはそのいずれかによってケースバイケースで評価されるべきである。いずれの場合でも、マスクを容認することが困難な重度の認知障害または呼吸障害のある子どもは、マスクを着用する必要はない。」とされています。

発達上の障害に係るマスク着用の困難性には感覚過敏の特性によるものが含まれ、子どものみならず、成人に至っても継続する場合も想定されます。

また、フェイスシールドなどのマスク着用で代わる方法についても、重度の知的障害など障害特性によっては困難な場合があります。

こうした障害特性により、マスク等の着用が困難な方に対する国民の皆様のご理解をお願いいたします。

参考

（*1） 感覚過敏とは、聴覚・視覚・触覚・嗅覚・味覚等について、非常に敏感になっている状態であり、発達障害のある方に多いとされる特性である。その状態や程度は人それぞれであり、感覚過敏により日常生活に大きな支障をきたすことがある。

（*2） Advice on the use of masks for children in the community in the context of COVID-19
(https://www.who.int/publications/i/item/WHO-2019-nCoV-IPC_Masks-Children-2020.1)

（*3） Q&A: Children and masks related to COVID-19
(<https://www.who.int/news-room/q-a-detail/q-a-children-and-masks-related-to-covid-19>)

Q 新型コロナワクチンの接種を望まない場合、受けなくてもよいですか。

A 新型コロナワクチンは、発症予防効果などワクチン接種のメリットが、副反応などのデメリットよりも大きいことを確認して、皆さまに接種をお勧めしています。しかしながら、接種は強制ではなく、あくまでご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。

新型コロナワクチンについては、国内外の数万人のデータから、発症予防効果などワクチン接種のメリットが、副反応などのデメリットよりも大きいことを確認して、皆さまに接種をお勧めしています。しかしながら、接種は強制ではなく、あくまでご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。接種を望まない方に接種を強制することはありません。また、受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないよう、皆さまにお願いしています。仮にお勤めの会社等で接種を求められても、ご本人が望まない場合には、接種しないことを選択することができます。

なお、職場におけるいじめ・嫌がらせなどに関する相談窓口は[こちら](#)を、人権相談に関する窓口は[こちら](#)をご覧ください。

(参考資料)

[ワクチン接種を受けていない人に対する偏見・差別事例に関するQ&A（一般の方向け）](#) □ (厚生労働省)

[労働者の採用、配置、解雇等に関するQ&A（企業の方向け）](#) □ (厚生労働省)

[経済団体等への協力依頼](#) □ (厚生労働省)

法人番号6000012070001

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話番号 03-5253-1111 (代表)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.



自粛及び PCR 検査に関する疑義

2021 年 3 月 1 日(月)

文責：T・M・M検査（株）川嶋倫明

結論：自粛一切不要、PCR検査も正当な理由を述べ拒否すべし

《1》【自粛に関する疑義】

根拠1.コロナ無症状者が他人にコロナウイルスをうつす科学的根拠は無い

①私が 2021 年 2 月 2 日(火)厚生労働省新型コロナ電話相談窓口へ直接電話で問い合わせを行いました。
問い合わせ先
0120565653

Q.無症状の新型コロナ陽性者(無症状病原体保有者)が他人に新型コロナをうつす科学的根拠はありますか？
A.ありません。

②有志の方が文部科学省へ情報開示請求をした結果、症状の有無に関わらず着用を義務付けているマスクにも科学的根拠はありませんと回答をもらっていました。
※詳細は添付資料をご覧ください

③厚生労働省の HP には無症状の新型コロナ陽性者が二次感染(他人にうつす)しなかったことを示す論文が今でも掲載されています。

こうしたゼロリスクを優先した方針により、根拠無しに行われた緊急事態宣言で自粛を要請した結果、**経済的ダメージ**は計り知れないものがあつたように感じます。

[出典. 新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け) 2. 新型コロナウイルスについて 問4 - 厚生労働省]
(参考2)台湾における新型コロナウイルス感染症発症者の感染力の研究

<要約>台湾疾病管理センターで2020年5月1日に発表された論文。2020年1月15日～3月18日までに発見されたコロナ感染者を対象として追跡調査を行ったもの。その期間のコロナ陽性者は100人で濃厚接触者は2791人でした。100人中9人は無症状患者でした。その9人の濃厚接触者91人は全員二次感染が確認されませんでした。

<https://jamanetwork.com/journals/jamainternalmedicine/fullarticle/2765641?resultClick=1>

[参考 有志による厚生労働省への情報開示請求- Twitter ※内容は添付資料を参照]

リサリス氏によるツイート内容 2021年2月25日午前9:10 投稿

<マスクの着用が、新型コロナウイルス(COVID-19)の拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書が無い事を示す行政文書>

<https://twitter.com/arisuarisu2020/status/1364729565369655303>

根拠2.コロナ収束に自粛は無関係

大阪大学 核物理研究センター センター長・中野貴志教授が開発したK値を用いると、大阪の場合、約50日で収束しているが強い自然減(自然免疫の可能性有)の傾向があり、実際に自粛がスタートする前とスタート後でも感染者数増減が殆ど変わらなかったのが無関係とする説があります。

[出典1.コロナ収束に自粛は無関係なかった、大阪の専門家会議で明言 - (株)京阪神エルマガジン社]

<https://www.lmaga.jp/news/2020/06/128515/>

[出典2.中野貴志教授(核物理研究センター)による論文等(K値について) - 大阪大学]

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/news/info/corona/corona_info/from_members/rcnp_nakano

根拠3.自粛の強制力について

現在、コロナ特措法改正(2021年2月13日施行)により、罰則規定が設けられました。特に第45条2項の適用により、緊急事態宣言に至らない段階でも時短要請に従わない飲食店に対し、強い時間短縮を要請し、これに応じない場合は命令とします。これを拒んだ場合、30万円の罰金を科す事が可能となっています。但し、この法律自体が憲法違反ではないかとの指摘があり、医療関係の学会(日本公衆衛生学会、日本疫学会)、法曹界の団体(自由法曹団、日本弁護士連合会)では反対声明が発表されています。

自粛には根拠が無いにも関わらず、こうした違憲状態にある可能性が高い法律を整備し、罰金を科す事自体が間違っているとすれば裁判所で判例が出るまでは疑問を持つ姿勢が重要ではないかと考えます。

<違反の可能性のある憲法一覧 ※自由法曹団の声明より引用>

憲法13条:個人の尊重(尊厳)、幸福追求権及び公共の福祉について規定

憲法22条:居住移転の自由、職業選択の自由、外国への移住、国籍離脱の自由について規定

憲法25条:社会権のひとつである生存権を保障するとともに、国の社会的使命について規定

憲法29条:財産権について規定

[出典1.緊急事態宣言再び 改めて法的な根拠と仕組みを確認する - 園田寿 | 甲南大学法科大学院教授、弁護士 Yahoo!ニュース]

<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20210107-00216540/>

[出典 2. 感染症法改正議論に関する声明 - 日本公衆衛生学会&日本疫学会]

<https://www.jsph.jp/files/seimei20210114.pdf>

[出典 3. 「コロナ特措法」、「感染症法」等に新たな罰則規定を設けるなどして、措置を強制することに反対する声明 - 自由法曹団]

https://www.jlaf.jp/04seimei/2021/0120_754.html

[出典 4 感染症法・特措法の改正法案に反対する会長声明 - 日本弁護士連合会]

https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2021/210122_2.html

[出典 5 新型インフルエンザ等対策特別措置法 - e-Gov 法令検索]

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=424AC0000000031>

《2》【PCR検査に関する疑義】

根拠1.WHOによる公式声明

日本やアメリカ等で現在行われているPCR検査の感度が高い事に関し2021年1月13日(水) WHOで公式声明を発表しました。英訳が必要で要約しますと

「陽性結果(SARS-CoV-2が検出された)が出た人が本当にSARS-CoV-2に感染している確率は、主張されている特異性に関係なく、有病率が低下するにつれて低下するということです。

したがって、医療従事者は、結果を、サンプリングのタイミング、検体の種類、分析物の仕様、臨床観察、患者の病歴、接触者の確認された状態、および疫学的情報と組み合わせて考慮しなければならない。」

これにより、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部が2021年1月22日、都道府県に検査方法の改正を求め、PCR検査の感度(Ct値)が40~45程度あったものを30~35に変更し、WHOの基準に合わせる事となりました。

但し、数値を変えて感染者数が抑えられたのが正しいとすれば、元々しきい値が高かった事による診断の誤り(特に無症状者)が多数あった可能性が高い懸念があります。更に、PCR検査でたとえ陽性であっても症状の有無に関わらず、その結果のみ信頼して入院させたり、自宅待機命令させたりをする現状の対処方法にも問題があり信頼できないのではと考えます。

[出典1.WHO Information Notice for IVD Users 2020/05 - 世界保健機構(WHO)]

<https://www.who.int/news/item/20-01-2021-who-information-notice-for-ivd-users-2020-05>

[出典 2.医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について(要請) - 厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>

根拠 2.内科医の経験豊富な池田正行氏の見解

(いけだまさゆき:現在は香川大学医学部客員研究員)

執筆本:医学文献ユーザーズガイド 根拠に基づく診療のマニュアル(2010) 他

<要約>

「感染者数＝患者数はおかしい。あくまで症状がある患者のみ対象にすべき。

目安に過ぎないPCR検査を入院の判断にしている時点で信用してはならない!!」

[出典:患者数を偽造する:新型コロナに関する代表的な嘘 - 池田正行 公式 HP]

http://square.umin.ac.jp/massie-tmd/ptnogizou_covid19.html

根拠 3.ダイヤモンド社による記事

(主に経済やビジネスなどの書籍や雑誌等を出版している出版社)

岡田 幹治氏(おかだもととはる:フリージャーナリスト,日本記者クラブ所属,朝日新聞 OB)

によると、PCR検査は水増しの疑いがあるとのこと!!

海外メディアではNYタイムズ及びBBCで取り上げられていました。

[出典 1.新型コロナ感染者数「大幅水増し」疑惑報道は本当か - (株)ダイヤモンド社]

<https://diamond.jp/articles/-/250443>

[出典 2.コロナのPCR検査の擬陽性率は90%以上 - NYタイムズ:2020年8月29日付]

<https://www.nytimes.com/2020/08/29/health/coronavirus-testing.html>

[出典 3.新型コロナウイルス検査、「死んだウイルスを検知」か＝英研究 - BBCニュース:2020年9月7日付]

<https://www.bbc.com/japanese/54045348>

根拠 4.字幕大王による情報まとめ

(有)クリプトメディアが運営。ネット上に散らばっている様々な根拠ある情報をまとめたサイト。

要約:PCR検査での偽陽性率80%の研究有。つまり、何の病気でも無い人がこの検査を受けると5人に4人はコロナ陽性!!

[出典:PCR検査発明者自身が言う「これは感染症診断には使うな」 - (有)クリプトメディア(字幕大王)]

<https://www.jimakudaio.com/post-6672>

根拠 5.国会での議論

2020年12月2日(水)、参議院議員の柳ヶ瀬裕文氏(日本維新の会所属)は、厚労省の担当者、佐原康之氏(大臣官房 → 舵取り役で責任取る人)に「PCR検査で陽性でも感染力有りの証明にならない」という公式見解をもらいました。

このやり取りを見る限り、Ct値及び診断方法については今後見直しの議論が必要ではないかと考えます。
※但し、厚労省のHPにはこのやり取りについて一切記載なし

[出典:PCR検査の重大問題！Ct値を見直せ！！12/2のやなちゃん国会中継！ - 参議院議員 柳ヶ瀬裕文 公式 Youtube チャンネル]

https://youtu.be/Kb9MujY8_E

根拠 6.海外専門家の見解

ドイツの微生物、感染症・疫病学博士のスチャリット・バクディ氏は著書でこう述べています。

『陽性の検査率が特定の数値を下回った場合、症状のない人を対象としたウイルスのマススクリーニング(PCRの全員検査など)を継続することは無意味である。また、このような状況下で得られた陽性者数を根拠に、制限措置などの対策を実施することは許されることではない。』(P24-25より引用)

ドイツでは2度に渡りロックダウンが行われましたが、日本と同様に根拠無く行われた無謀な政策によって壊滅的な経済ダメージを受けました。現在、簡易的にPCR検査が行える施設や郵送で検査が行えるキットが次々出てきていますが、こうした状況をよく理解した上で濃厚接触者であっても無症状の場合、PCR検査には正当な理由を述べて応じない姿勢をとることも必要ではないかと考えます。

[出典:コロナパンデミックは、本当か?: コロナ騒動の真相を探る - スチャリット バクディ (著), カリーナ ライス (著), 大橋 眞 (監修), 鄭 基成 (原著, 翻訳)]

<https://amzn.to/3pW0gjr>

<添付資料>

マスクの着用が、新型コロナウイルス(COVID-19)の拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書が無い
事を示す行政文書

2受文科初第1510号
令和3年1月29日

行政文書不開示決定通知書

様

文部科学大臣
萩生田 光一
(公印省略)

令和2年12月28日付け(令和3年1月4日受付)の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した行政文書の名称
マスクの着用が、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書。(令和2年12月3日時点での「最新の知見」の根拠となる文書)
 - 2 不開示とした理由
請求文書を保有していないため、不開示としました。
- * この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。)
- また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国(訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。)を被告として、同法12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)
- * 問合せ先
文部科学省 TEL 03-5253-4111(代表)
(決定の内容について) 初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係 内線2976
(手続について) 大臣官房総務課公文書監理室 内線2572



新型コロナワクチンの副反応・悪影響

2021年3月1日(月)

文責：T・M・M検査(株)川嶋倫明

結論:どこで強制されても絶対に打つ必要はありません

現在、世間を賑わせているワクチンですが、厚生労働省によれば日本はまだ強制接種となっておりません。

[新型コロナワクチンの接種についてのお知らせ - 厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00218.html

《懸念1》新型コロナワクチンで新型コロナウイルスを防げる科学的根拠は存在しない

有志の方が厚生労働省へ情報開示請求を行った結果、2021年2月15日時点では科学的根拠を示す行政文書は存在しなかったとのことです。※詳細は添付資料をご覧ください

こうしたことから科学的根拠が無いにも関わらず新型コロナワクチンを受けなければならない理由にはどのような社会的背景があるのかよく考えなければなりません。

※この理由を分析しているジャーナリストとして奥水正氏(リチャード・コシミズ)、ベンジャミン・フルフォード氏、デーヴィッド・アイク氏等がありますが説明が非常に長くなる為、ここでは割愛させていただきます。興味をお持ちの方はそれぞれの著書をお読み頂ければ幸いです

[参考 有志による厚生労働省への情報開示請求 - Twitter ※内容は添付資料を参照]

kobayashi氏によるツイート内容 2021年2月22日午後7:24 投稿

<変異速度の早いRNAウイルスに対してワクチンを開発し、その有効性が証明されている論文が無い事を示す行政文書>

<https://twitter.com/yanushist/status/1363796883529850883>

《懸念2》新型コロナワクチンで1万748人に副反応、501人死亡

2021年1月29日に米CDC(アメリカ疾病予防管理センター)が発表したデータによると死亡率:4.45%(501人)、永久障害:1.39%(156人)、副反応:0.03%(10748人)でした。

このワクチンにより死亡した501人のうち

59%:ファイザー製ワクチンの接種

41%:モデルナ製ワクチンの接種

副反応は今のところ約0.03%(3500万人を母数とした場合)ですが、報告される副反応の件数は全体の1%以下であるという調査結果(※出典2)がある為、過小評価されている可能性が高く、実際には更に多い割合ではないかという見解があります。

[出典1.米CDC最新データでは新型コロナ・ワクチンにより501人が死亡、1万748人にその他の副反応 -

LifeSiteNews.com (1997年9月にスタートした独立系非営利団体運営による報道サイト)]

<https://www.lifesitenews.com/news/501-deaths-10748-other-injuries-reported-following-covid-vaccine-latest-cdc-data-show>

[出典2.公衆衛生-ワクチン有害事象の電子支援イベント報告システム - ハーバード・ピルグリム・ヘルスケア(株)で行われた最終研究報告書(期間:2007/12/1~2010/9/30:報告年:2011年)]

<https://digital.ahrq.gov/sites/default/files/docs/publication/r18hs017045-lazarus-final-report-2011.pdf>

米CDCの報告システムで副反応が過小評価されている可能性が高いことを示す報告書。

[翻訳版] ↓ BonaFidr(ボナ・ファイダー:独立系報道サイト)

<https://bit.ly/3a5MWUW>

《懸念3》.ワクチンの悪影響

①ファイザー製ワクチンの医薬品添付文書には次のような副反応が出ると記載があります。

[重大な副反応]

ショック、アナフィラキシー(頻度不明)

[その他の副反応]

5%以上:疼痛(84.3%)、腫脹(10.6%)、発赤・紅斑、頭痛(55.1%)、下痢(15.5%)、筋肉痛(37.9%)、関節痛(23.7%)
疲労(62.9%)、悪寒(32.4%)、発熱(14.8%)

1~5%未満:嘔吐、悪心

1%未満:そう痒感、熱感、内出血、浮腫、浮動性めまい、嗜眠、不眠症、顔面麻痺、食欲減退、口腔咽頭痛、鼻閉、四肢痛、背部痛、多汗症、発疹、寝汗、リンパ節症、倦怠感、無力症、インフルエンザ様症状

②上記に記載はありませんが、打つと新型コロナウイルスにかかり重症化する恐れがあります。

これはよく「インフルエンザワクチン」を打った人がインフルエンザにかかり、重症化するのと同じような現象でADE(抗体依存性感染増強)とも呼ばれています。

③2021年2月26日発表の厚生労働省資料によれば、ワクチンを接種した21,896人中、副反応はファイザー製で3人報告されました。3人とも接種後すぐに症状が出る重い副反応でしたがいずれも回復したそうです。但し、アメリカの例のように死亡した場合、改正予防接種法により遺族は製薬会社を一切訴える事ができません。更に、ナガレース酵素混入という情報もあり、いずれこのワクチンによってどの程度の人達が死に至るかは計り知れません。

※ナガレース酵素：人間の体内でビタミンD合成を阻害してマクロファージの免疫力を抑制する酵素。これにより、免疫機能が抑えられてしまう為、新型コロナ以外の様々な病気にかかりやすくなり重症化する

[出典1. ファイザー製新型コロナワクチン「コミナティ筋注」医薬品添付文書 - 厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11123000/000738743.pdf>

[出典2. 新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について - 厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000745164.pdf>

[出典3. ワクチン接種を無料化 改正予防接種法が成立—新型コロナ - 時事通信社]

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2020120200165>

[出典4. ワクチンが効かない？新型コロナでも浮上する「抗体依存性感染増強」 - 日経バイオテックONLINE(記者:三井勇唯 氏)]

<https://bio.nikkeibp.co.jp/atcl/news/p1/20/03/30/06749/>

[出典5. ロバート・F・ケネディJR出演時の収録内容 - DaystarのJoni Table Talkより。(《デイスター》:1993年設立。アメリカの福音派キリスト教系テレビ局。《ロバート・F・ケネディJR》:暗殺された故ジョン・F・ケネディ元米大統領のおい。環境活動を手掛ける弁護士で、ワクチンに懐疑的な立場をとっている):コロナウイルスワクチンの恐怖(一部抜粋:日本語字幕版)]

<https://www.bitcute.com/video/a9sgztT0rTPd/>

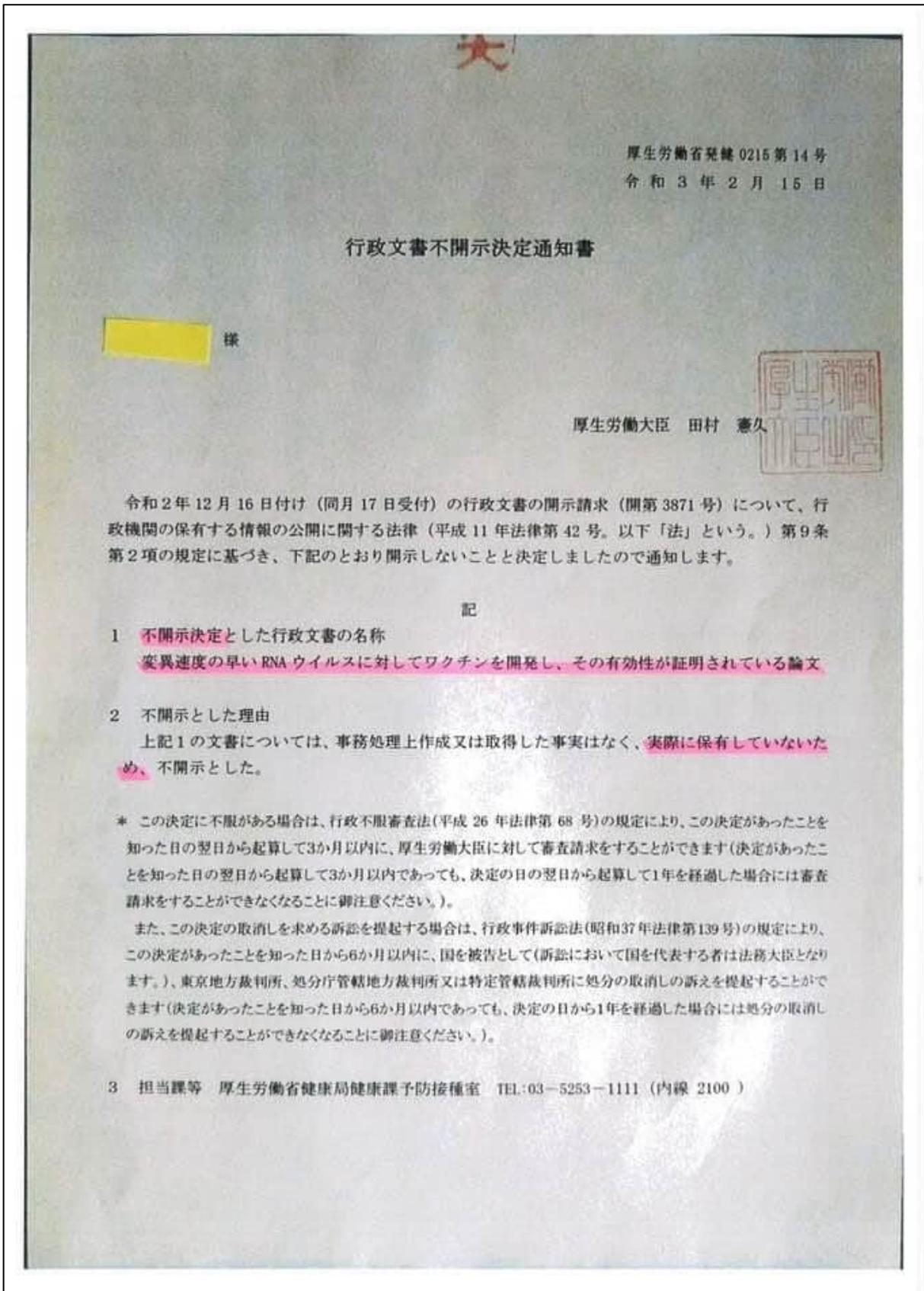
[出典6. 新型コロナテロと米国大統領不正選挙 - 輿水正(リチャード・コシミズ:フリージャーナリスト) 著]

ナガレース酵素混入、新型コロナに効く特効薬アビガンの有効性について科学的根拠を解説した本

<https://amzn.to/2Nbexv2>

<添付資料>

変異速度の早いRNAウイルスに対してワクチンを開発し、その有効性が証明されている論文が無い事を示す行政文書



<住宅支援情報(紙媒体)>

住宅支援情報を
PDF版で読みたい場合のQRコード↓

計5350部配布済

- ・支援団体を通じ輪島市(約1000部)、能登町(1100部)、七尾市(約100部)、金沢市(1000部)等の避難所へ配布。

※七尾市、輪島市等避難所への直接訪問も含む



- ・配布にご協力頂いた学校・団体・店舗等
学校法人龍谷大学 様
蜃気楼バザール(能登半島地震復興支援イベント) 様
能登震災支援Project Sunくる 様
とやま311ネット(震災支援団体) 様
RQ能登(震災支援団体) 様
(株)西日本宇佐美8号富山バハス豊田SS 様
ユース丸 様
(有)林盛堂本店 様
はちみつや 様
ブナの杜歯科クリニック 様
不動寺PA(下り)様、小矢部川SA(下り)様 他



<コロナ対策情報(紙媒体)>

計1400部配布済

コロナ対策資料 ※ダウンロード期限2024/12/31迄
(解凍用パスワード: thankyouforeverything2024)

上記住宅支援情報含め友人知人、取引先、遠方に住む同窓生、富山県内で事業を営む方、福祉・医療従事者等を中心にお配りしました。

※今後避難所でのクラスターも懸念されます

お困りの際の参考資料としてご活用下さい

2024年5月7日(火)現在